

○内閣府
法務省 令第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府 令第一号）の一部を次のように改正する。
法務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正条	改正能
別紙様式（第十八条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 裏 面 〔表略〕 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号） 抄 〔略〕 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘 禁刑</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す る。 四 〔略〕 〔略〕	別紙様式（第十八条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 裏 面 〔同左〕 〔同左〕 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲 役</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四 〔同左〕 〔同左〕
備考 表中の「」の記載は注記を要する。	

(電子記録債権法施行規則の一部改正)

第二条 電子記録債権法施行規則(平成二十年<sup>内閣府
法務省</sup>令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発 地	出 発 地
別紙様式（第三十四条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔表略〕 別紙様式（第三十四条関係） 裏 面 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）抜粋 〔略〕 第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 〔四・五 略〕 〔略〕	別紙様式（第三十四条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔同左〕 別紙様式（第三十四条関係） 裏 面 〔同左〕 〔同左〕 第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 〔四・五 同左〕 〔同左〕
備考 表中の「」の記載は主記しである。	

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の一般振替機関の監督に関する命令別紙様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の一般振替機関の監督に関する命令別紙様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（電子記録債権法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この命令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の電子記録債権法施行規則別紙様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の電子記録債権法

施行規則別紙様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。